

No.	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
1	27	保育所・幼稚園などにおいて、男女を区別した慣習が男女差別意識を生み出さないような人権教育、男女平等教育を望む。	幼少時からの人権教育は重要であると考えますことから、P27基本目標1(2)6～8行目に記述しておりますとおり、幼少時から人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどの教育を推進して参ります。	—
2	27	基本目標1(3)男女共同参画に関する情報の収集と提供1行目「 <u>実態を把握しながら</u> 」の前に「 <u>可能な限り男女別</u> 」を加え、可能な限り男女別の統計数値を市民に提供できるようにすることで、課題を把握しやすくなり、効果的であると思う。	男女共同参画を推進するうえで、男女別の実態を把握することは重要であると考えておりますので、「 <u>可能な限り男女別の実態を把握しながら</u> 」に修正いたします。	P27 基本目標1(3)1行目「 <u>実態を把握しながら</u> 」→「 <u>可能な限り男女別の実態を把握しながら</u> 」
3	20	(2)課題 1～3行目「現在では、インターネットの普及などにより、性をめぐる問題が若年層で拡大していることから、発達段階に応じた性に関する正しい知識と生命に関する教育が必要です。」について、情報をよく見て大人の側で正しいものかそうでないかを子どもたちに促すべき。	P28基本目標1(4)性に関する理解の促進と生命の尊重5行目「発達段階に応じた性や生命に関連する教育の充実に努めます。」と記述させていただき、対応して参ります。	—
4	28	基本目標1(4)性に関する理解の促進と生命の尊重 7行目 性的マイノリティは外見だけでは判断できない場合があり、当事者からの発信は非常に困難であることから、「 <u>男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い</u> 」は、「 <u>男女や性的マイノリティ(性的少数者)を含めた互いの違いを十分に理解し合い</u> 」と修正したほうがよい。	性的マイノリティ(性的少数者)への理解は非常に重要であると考えます。基本目標1(4)性に関する理解の促進と生命の尊重 10行目「 <u>性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を行います</u> 」と記述させていただき、性的少数者への理解の促進を図って参ります。	—
5	28	基本目標1(4)施策の展開に「③性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供」が盛り込まれたことは良い。		—
6	28	在住外国人への支援の部分では、 <u>基礎データとして在住外国人の世帯数の推移を記載したほうがよい</u> 。また、外国人は支援される人との位置づけだけではなく、外国人観光客の増加や小学校での英語の必修化など、 <u>定住外国人の活用についても触れたほうがよい</u> 。	市が毎年度公表している花巻市統計書に掲載されている <u>在住外国人の数について掲載いたします</u> 。また、P28(5)7行目からを「 <u>そのため、国際理解を深めるための事業を推進しながら在住外国人等と積極的に交流を図るとともに、日本語講座や生活支援事業などにより外国人等の暮らしを支援します。</u> 」と修正いたします。	P9 <花巻市の人口>の下に <u>在住外国人の数を掲載します</u> 。 P28 基本目標1(5)7行目「 <u>そのため、国際理解を深めるための事業を推進しながら在住外国人等と積極的に交流を図るとともに、日本語講座や生活支援事業などにより外国人等の暮らしを支援します。</u> 」

No.	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況	
基本 目標 2	7	21	(2)課題 1～3行目 審議会等への女性の登用が難しい理由をよくみて、互いに参加しやすい環境づくりが必要。	<p>P21(2)課題 4行目 「市民意識調査では、社会の方針決定等への女性の参画が進まない原因として、「役員などには男性になるほうがよいと思っている人が多い」、「女性の登用に対する意識や理解が足りない」、「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」ということが男女共から挙げられました。社会の方針決定等への女性の参画を進めるためには、男女共に理解することや女性の能力向上、女性リーダーの育成が必要です。」</p> <p>P29(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進 4行目 「条例等で委員を職指定する規定があることや登用する分野に女性の専門家が少ない、団体推薦の場合に団体が推薦し得るポストに女性が就任していないなどという課題があることも明らかになりました。市政への女性の参画促進のためには、今後も継続して審議会等への女性委員の登用の促進を図る必要があり、登用率の向上にあたっては、男女いずれの委員の登用率も30%以上の割合となるよう委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図るとともに、女性が参画しやすい環境づくりを推進します。」</p> <p>と記述させていただき、審議会等に女性の登用が難しい理由を明らかにし、女性が参画しやすい環境づくりを推進して参ります。</p>	—
	8	21、29	地域課題・生活課題の問題把握と解決のためには、女性の発想も重要。地域でも女性の力が発揮できる環境を整えることが必要。	<p>P29基本目標2(2) 1行目「高齢者の生活支援や子育て支援、防災や環境保全活動など地域における様々な活動は、性別や年齢によって役割が固定されることがないよう、男女ともに各年齢層の参画が必要です。このことから、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、地域へ男女共同参画の意義などについて普及啓発を行うとともに、男女共同参画を推進する団体などの活動を支援します。」</p> <p>と記述させていただき、地域における様々な活動に女性の参画が進むよう、地域へ男女共同参画の意義などについて普及啓発を行って参ります。</p>	—

No.	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況	
基本目標2	9	29	国および県の計画案においても、防災における男女共同参画の推進が重要とされていることから、基本目標2(2)「地域活動における男女共同参画の促進」に防災分野を盛り込んでいる点は良いと思う。そこで、2段落目の終わりの「 <u>地域活動への女性の参画を促進します</u> 」を「 <u>自主防災組織等の地域活動への女性の参画を促進します</u> 」と修正したほうが良い。可能であれば、推進施策に「 <u>女性防災リーダーの育成</u> 」を盛り込むとなお良いと思う。	基本目標2(2)地域活動における男女共同参画の促進8行目「 <u>地域活動への女性の参画を促進します</u> 」を「 <u>自主防災組織等の地域活動への女性の参画を促進します</u> 」と修正いたします。なお、 <u>女性防災リーダーの育成</u> については、基本目標2(2)施策の展開③「 <u>防災分野における女性の参画促進</u> 」に含みます。	P29 基本目標2(2) 8行目「 <u>地域活動への女性の参画を促進します</u> 」→「 <u>自主防災組織等の地域活動への女性の参画を促進します</u> 」
	10	29、31	健康支援の中に「 <u>心の健康</u> 」を支援する記述があるとよい。	男女が生涯を通じて健康を保ち社会に参画していくためには、心の健康も大変重要であることから、 <u>心身の健康支援に取り組む</u> ことを記述いたします。	P29 基本目標2(2)12行目「 <u>健康づくりに加え</u> 」→「 <u>心身の健康づくりに加え</u> 」 P31 基本目標2(5)5行目「 <u>切れ目のない健康支援</u> 」→「 <u>切れ目のない心身の健康支援</u> 」
基本目標3	11	31	ワーク・ライフ・バランスの説明部分3段落目 <u>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章などをどこが策定したのかを入れたほうがよい。</u>	国が「 <u>ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議</u> 」において策定したことを追記いたします。	P31 ワーク・ライフ・バランスについての説明部分9～11行目に追記「 <u>なお、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、国は「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、平成19年12月18日に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。</u> 」
	12	19	ワーク・ライフ・バランスは官民一体となって、 <u>女子の育児・介護に関わる施策をつくる。保育園や学童クラブ、グループホームの充実など。</u>	ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、事業所への啓発のほかに子育てなどの環境の充実も大切であることから、 <u>保育サービスや学童クラブ、グループホームの充実を図ることも必要である</u> ことを追記いたします。	P19 5～7行目「 <u>このことから、ワーク・ライフ・バランスを実現させるためには、長時間労働の削減や育児休業取得などの促進が図られるよう市民と事業所の双方に向けた啓発が必要であるとともに、保育サービスや学童クラブ、グループホームの充実を図ることが必要です。</u> 」

No.	計画素案ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への反映状況
13	33	基本目標3(4)仕事と介護の両立について、文面通り進めるべき。		—
14	31～33	「男性主体の長時間労働」、「誤った数値成果主義」、「高齢世代を筆頭に根強い男女役割分担」の解消を加速化し、基本目標を実現し様々な課題解決を加速化させる一手として「 <u>市長・行政管理職の一斉イクボス宣言と中小企業のイクボス育成の取組推進</u> 」を行う、あるいはその必要性和推進体制を明記し大胆に周知していくのはいかがか。	今回の新たな計画案においては、基本目標3「男女のワーク・ライフ・バランスの推進」(P31～33)とし、仕事と生活の調和を男女共同参画を推進していくうえでは重要な柱と捉えて、4つの基本目標のうちの1つとして定めようとしております。P32基本目標3(1)「 <u>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり</u> 」においてその重要性は記述させていただき、(2)「 <u>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への啓発</u> 」において、 <u>ワーク・ライフ・バランスの推進においては、事業所いわゆる事業主の理解と積極的な取組が不可欠であることを述べさせていただき、市も含め事業所への周知・啓発を行うこと、長時間労働の削減など働き方の見直しや子育て・介護などのライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方が社会全体で推進されるよう事業所への働きかけを行うこととしております。</u>	—
15	31～33	<u>ワーク・ライフ・バランスは、P31の記載にもあるとおり、老若男女誰もが該当することであるが、施策の展開が働いている人のみにスポットが当たっているように思う。定年退職者や主婦など、あらゆる方にも当てはまる内容の追加があるとよいと思う。</u>	ワーク・ライフ・バランスの推進はすべての人にとって重要であることから、働いている人だけの課題として捉えられないよう記述を修正いたします。	P32 基本目標3(1)1行目 「 <u>働くすべての人が</u> 」→「 <u>すべての人が</u> 」 P33 基本目標3(4)7行目 「 <u>働きながら介護する人</u> 」→「 <u>介護する人</u> 」 P33 基本目標3(5)2行目 「 <u>働く人々も</u> 」→「 <u>誰もが</u> 」
16	31～33	<u>男女のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、行政のみではなく市民・事業所・地域での取組も必要であり、NPOの活用も視野に入れるべき。</u>	男女のワーク・ライフ・バランスの実現が社会全体で推進されるよう、市民や事業所に働きかけを行って参ります。また、民間企業やNPO、各種団体等と連携しながら、男女共同参画を推進して参ります。	P39 第4章第1節4「 <u>県や事業者などとの連携</u> 」3行目 「 <u>民間企業や各種団体</u> 」→「 <u>民間企業やNPO、各種団体</u> 」

No.	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
17	31～33	【男女が共に「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」を両立するには何が必要か】のアンケート結果にあるように、事業所での取組が必要。企業などの主体もその責務を明確にして取り組むべき。地域や家庭も同様である。	P32基本目標3(2)「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への啓発」において、ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解と積極的な取組が不可欠であることを述べさせていただき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の趣旨を踏まえ、事業主が率先して両立支援に取り組むよう働きかけを行います。また、(1)「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり」において、性別や世代に関わりなく、社会全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるよう周知・啓発を行うこと、P33(5)「仕事と家庭や地域活動の両立支援」において、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくすとともに、男性自身の家事や育児などへの関心を高めるための意識啓発を行うことを述べさせていただき、地域や家庭においてもワーク・ライフ・バランスが推進されるよう啓発を行って参ります。	—
18	31～33	家庭生活と職業等の活動の両立を支援するため、行政として子育て支援や介護サービスの充実を挙げているが、 <u>家庭(男性も子育てや介護を担う)や民間事業所、地域それぞれの目標を盛り込むべき。</u>	市として市民や事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発についてはほとんど行ってきていないことから、 <u>ワーク・ライフ・バランスの実現のため、家庭や民間事業所、地域それぞれの目標設定は、現時点では難しいと</u> 考えます。男女のワーク・ライフ・バランスの実現が社会全体で推進されるよう、まずは市民や事業所に働きかけを行うことで、それぞれが主体的に取り組んでいただけるよう努めて参ります。	—
19	31～33	<u>ワーク・ライフ・バランスの取組については、能力のある人材の就労継続を実現するという観点が必要。他自治体の先進事例を参照しながら具体的にどう進めるのかを書くべき。</u>	ワーク・ライフ・バランスの取組については、能力のある人材の就労継続を実現するという観点が非常に重要であると考えます。P32基本目標3(2)に「事業所においてワーク・ライフ・バランスを推進することは、人材の確保や定着、～などのメリットがあります。」と記述しておりますので、 <u>その観点も踏まえながら、まずは事業所や市民に対し働きかけを行って参ります。</u>	—
20	32、38	子育てと就労の両立支援においては、保育所の待機児童の解消が急務だと思う。 <u>待機児童のデータを掲載してほしい。</u>	<u>保育所の待機児童数については、成果指標として毎年度公表いたします。</u>	—

	No.	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
基本 目標 4	21	34～37	<u>どのようなものがDVなのかについて、周知徹底を図るべき。</u>	<u>どのようなものがDVなのかについて説明する記述を加えます。</u>	P35下部の【DVを受けたことや見たことがあるか】のグラフ右側に、 <u>DVについての説明を記述します。</u>
	22	15	今後の課題(4)「男女間の暴力の防止と根絶」に、今後取り組んでいく課題として若年層のデートDVの記述があるとよい。	若年層のデートDV被害も深刻な状況にあることを追記いたします。	15ページ 最終行に追記 「また、内閣府の調査によると若年層のデートDV被害も深刻な状況にあることから、若年層に対するDV防止教育・啓発の推進が必要です。」
	23	35	基本目標4「男女間の暴力の防止と根絶」の現状と課題に、 <u>若年層のデートDVの現状についての記述があるとよい。</u>	<u>若年層のデートDV被害も深刻な状況にあることを追記いたします。</u>	35ページ 14行目に追記 「内閣府の調査によると若年層のデートDV被害も深刻な状況にあることから、若年層も含めたDVに関する正しい知識と暴力を許さない意識づくり、DV被害者に配慮した相談体制が重要です。」
	24	37	DV被害者・加害者をつくらぬよう若年層に対するDV防止教育・啓発の推進は必要です。今後、教育委員会と連携するなどして、各中学校等でデートDV防止の講座を行うなど、取組がますます活発になることを願う。	DVを防止するためには子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりが重要であることから、P37基本目標(1)「DVの正しい理解と防止のための教育と啓発」において、若年層に対するDV防止教育・啓発に努めることを記述させていただき、教育委員会と連携しながら若年層に対するDV防止教育・啓発の推進に努めて参ります。	—
	25	35～37	<u>DVの相談窓口を増やして、苦しんでいる人の救済に力を入れるべきではないか。</u> 相談件数よりも実数はもっと多いはず。	市民意識調査ではDV被害者のうち相談しなかった人の割合が高かったことから、まずはDVの相談窓口の周知拡大を図り、関係機関との連携強化を図りながら被害者を支援して参ります。	—
成果 指標	26	38	男女共同参画サポーターの認定者は、H26が69人、H35が93人とあるが、何人が男女共同参画推進員となるのかとても興味深く思う。みんなの心が元気になって明るいまちになると良いですね。	岩手県が実施している男女共同参画サポーター養成講座を終了した方々には、ぜひ、花巻市男女共同参画推進員となっただき、ともに男女共同参画の啓発や事業を行っていただけるよう積極的にお声がけをして参ります。	—

	No.	計画素案 ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への 反映状況
成果指標	27	38	成果指標一覧 III男女のワーク・ライフ・バランスの推進No.19「職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に満足している勤労者の割合」は、H35年度には52%としてはどうか。	成果指標のうち、「職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に満足している勤労者の割合」の目標数値は、花巻市まちづくり総合計画における目標数値を基にしている数値であり、市全体として総合的に施策を推進していくうえでの整合性からH35は50%とさせていただきますが、目標数値を超えられるよう施策を推進して参ります。	—
	28	20、38	成果指標一覧 III男女のワーク・ライフ・バランスの推進No.24「高齢者が必要なときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合」を、H26の実績72.7%からH35の目標80.0%とした点が良い。		—
	29	38	成果指標一覧 IV男女間の暴力の防止と根絶No.28「DVに関する啓発講座・広報の回数」は、H35年度には7回としてはどうか。	DVの防止に努めることは大切なことと考えておりますので、H35年度の啓発講座・広報の回数を5回としていましたが、7回に修正いたします。	P38 成果指標No.28「DVに関する啓発講座・広報の回数」のH35目標5回→7回
	30	38	平成35年までの目標(成果指標一覧)数値を見るとすばらしいと思う。もっと高い数字でもいいのではと感じる目標もある。	成果指標として掲げた数値は、花巻市まちづくり総合計画における数値等をもとに目標値を掲げております。今後、施策を進めていくうえで、目標値を超えられるよう事業に取り組んで参ります。	—
	31	38	成果指標の項目に重複がなく、わかりやすい。		—
その他	32	8、23	本計画が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」を包含するものであること、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の「市町村推進計画」としても位置づけ、一体として推進するものであるとすることにより、市が進めようとしている内容がわかりやすく、評価できると思う。しかし、そのことが基本理念に明確に示されていないのは残念。	P23に記載している花巻市男女共同参画推進条例に掲げる基本理念のもと、DV防止などについても併せて一体的に本計画を推進して参ります。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」との関連性がわかるよう、P25～26施策の体系図の部分に、両法律との関係を明示いたします。	P25～26 施策の体系図 基本目標4を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の市町村基本計画、計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の市町村推進計画とすることを注釈として追記いたします。

No.	計画素案ページ	意見の内容	市の考え方	計画素案への反映状況
33	24	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の「市町村推進計画」としても位置づけ、市が取り組んでいくことが明確に分かるようにしたほうが良い。例えば、基本目標3を「女性の活躍支援」というように修正したほうがよいと思う。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」との関連性がわかるよう、P25～26施策の体系図の部分に注釈を加えます。なお、基本目標3「男女のワーク・ライフ・バランスの推進」において、仕事と子育てや介護との両立支援など、女性が働くために必要な環境整備などについて記述しておりますが、ワーク・ライフ・バランスはすべての人に必要な考え方として捉えております。	P25～26 施策の体系図 計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の市町村推進計画とすることを注釈として追記いたします。
34	1、3、6、32など	表記について、「取組」と「取り組み」が混在しているので、「取り組み」に統一すべき。 P. 1の4行目「花巻市の取組」 P. 3の5行目「女性の自立と地位の向上の取組の始まり」 P. 6の17行目「花巻市の取組」 P. 32の15行目「事業所の理解と積極的な取組」など	表記について統一性を保つことは必要ですので、統一した表記に修正いたします。	「取り組み」を「取組」とし、表記を統一します。
35	10、11、12	グラフの横軸について、年の表示を見やすくしてほしい。	見やすい表示となるよう修正いたします。	グラフの横軸について微修正します。
36		全体第1章から第4章まで、表、グラフ、色わけなど理解しやすい。P38成果指標一覧はとてもわかりやすい。		—
37		全体的にまとまっていて、良い計画になっている。		—
38		第2次の計画だけあって、花巻市の現状と課題を踏まえ、現状を前進させるための計画になっていると感じた。また、内容もすっきりとコンパクトにまとめられていると思う。		—
39		基本計画は行政・市民・企業などの主体が目標値などを掲げて取り組むものであり、 <u>市民が主体的に参画してつ</u> くらなければならない。	ご提案のとおり、計画は市民が主体的に参画してつくりなければならないと考えておりますことから、本計画を策定するにあたっては、男女共同参画基本計画検討委員会を立ち上げ、公募委員も含めた形で計画策定に取り組んで参ったところですが、また、市民の皆様のご意見を反映できるよう平成27年1月に市民意識調査を実施するとともに、団体からの意見聴取を行っております。さらに、本パブリックコメントへの意見についても検討を行い、計画策定の参考とさせていただきます。	—